

投票の流れ

投票へいこう! 3つの方法

自分の状況にあった投票の仕方を確認しましょう。
手続きに時間がかかる場合もあるので、早めにチェック!



START

今住んでいるところに
3ヶ月以上「住民票」を置いている

※正確には…公示日の前日、10月9日の時点で、
今住んでいるところに3ヶ月以上「住民票」を
置いていることになれば、YESへ。

NO

以前住んでいたところに、
3ヶ月以上「住民票」を置いている、
または、置いていた

YES

NO

YES

「投票所入場整理券」が
郵送されて届きます

10月22日(日)「投票日当日」に投票へいける

投票日に投票

PLAN A

投票当日に「投票所」へ

持ち物CHECK!

投票所入場整理券

※選挙前に封筒で世帯ごとに送られて
きます。万が一紛失した場合も、投票
所で再発行することができます。

期日前投票へ

PLAN B

「期日前投票所」へ

持ち物CHECK!

投票所入場整理券

●10/11～10/21 ●8:30～20:00
※時間帯は地域によって異なります。
※整理券がなくても投票できます。

不在者投票へ

PLAN C

STEP1 投票用紙を
請求しよう

① 「不在者投票宣誓書兼請求書」を
総務省のホームページから印刷
② 必要事項を記入
③ 以前住んでいた市区町村の
「選挙管理委員会」に郵送

※1～2週間ほど時間がかかる場合が
あるので早めの行動を!

STEP2 最寄りの
「選挙管理委員会」へ

持ち物CHECK!

届いた封筒

1.投票用紙
2.投票用封筒
3.不在者投票証明書用封筒
(開封厳禁)

以下が
入って
います

●10/11～10/21 ●8:30～20:00
※時間帯は地域によって異なります。

問い合わせよう

PLAN D

以前住んでいた市区町村の「選挙
管理委員会」に問い合わせ、投票
の仕方を聞いてみよう。

詳しくは「総務省のHP」へ

www.soumu.go.jp

住民票を移してから3ヶ月以上経
過していないと選挙人名簿に登録さ
れないので、投票入場整理券は届き
ません。
今回は、10月22日に衆議院選挙
が予定されています。この選挙で投
票するためには、公示日の前日、10
月9日から3ヶ月以上前に住民票を
移している必要があります。
この日を過ぎると、引越し先の住
所では投票ができなくなるので注意
してください。